

にかほ市

上水道②

水源保護について

それぞれの役割

蛇口のむこう側



水源保護について

今回は貴重な水道水を守り続けるために、水道事業者、そしてみなさんも考えていかなければならぬ、水源保護についてです。

市では水源保護条例を制定しました。これは水源を保護することで安全・安心な水を確保し、市民の生命と健康を守り、豊かな暮らしを確保することを目的に作られました。この中では、市や市内で事業を営む事業者、市民がその目的のために行うべきことがうたわれています。

水は資源です。しかし無尽蔵にある訳ではありません。地球環境が大きく変化している今、限りある資源を守り大事に使っていくことは、他の資源と同じで大切なことです。

水を取り巻く環境は、今後さらに高度・多様化する水質問題への対応、あるいは地震等への耐震化対策、水源の安全が脅かされたりなど、人類が生産活動を行っていく限り、年々厳しいものになっていくと思われます。しかしみなさんが水の大切さを認識し、今自分の立場でできる、水源・水質保全の活動を行うことが、子供たちの未来に続いていることなのです。



1

◆市臨時職員を募集します◆

通常雇用		緊急雇用		募集番号・職種	人數 募集	応募資格		
⑧ 看護師	⑦ 一般事務補助	⑥ 作業員 (金浦市舎清掃作業等)	⑤ 作業員 (図書室蔵書整理作業)	④ 作業員 (文化財現況調査)	③ 作業員 (学校施設等整備作業)	② 作業員 (道路等維持管理作業)	① 一般事務補助	
1名 ▽看護師の有資格者	1名 ▽普通自動車免許	1名 ▽パソコン操作ができること	2名 ▽パソコン・デジカメ操作	6名 ▽普通自動車免許	3名 ▽草刈り機械の操作	9名 ▽パソコン操作ができること	【※1】	勤務地 (担当課)
国民健康保険 小出・院内診療所	金浦市民SC (建設課)	金浦市民SC (建設課)	象潟郷土資料館 (教育委員会総務課)	市内各所 (建設課)	市内各所 (建設課)	【※1】	勤務時間	
4日／週	20日／月	20日／月	20日／月	20日／月	20日／月	20日／月	形態・日数	
不定時 (4時間程度)	午前8時30分～午後8時30分 （4時間程度）	午前7時30分～午後9時00分 （4時間程度）	午前8時30分～午後8時30分 （4時間程度）	午前8時30分～午後8時30分 （4時間程度）	午前8時30分～午後8時30分 （4時間程度）	午前8時30分～午後8時30分 （4時間程度）	勤務時間	
無	有	有	無	有	有	有	保社	
4、 2 2 2	5、 7 5 0	6、 4 3 5	2、 9 6 8	7、 2 0 0	7、 2 0 0	5、 7 5 0	賃金 (円)／日	

対象 にかほ市に居住する方
※緊急雇用創出臨時対策基金事業により雇用されたことのある方は、県・市町村の別や直接雇用・委託を問わず通算1年を超えて雇用できません。
※⑦は市臨時職員として通算1年を超えて雇用できません。

応募 ①～⑧から1つ（①の場合は、希望する部署を記載してください）

【※1】総務課、企画情報課、商工課、市民課、生活環境課、子育て・長寿支援課、象潟体育館、白瀬南極探検隊記念館

雇用期間 成24年3月31日まで。⑧は採用から6

申込方法 各庁舎の申込先に備え付けの申込用紙（写真を貼付）に必要事項を記入し、②③④⑧は運転免許証の写しを添付して提出（⑧は看護師の資格証の写しも添付）

申込先 総務部総務課人事管理班（象潟市役所）
（郵送不可）

採用方法 ▽1次：書類選考▽2次：面接

問合先 総務部総務課人事管理班
電話番号 43-32000
（書類選考後、面接日を連絡）

市民文化祭2011

保険会

☆市民音楽祭

開催日 10月15日(土)
会 場 仁賀保勤労青少年ホーム

☆市民芸能祭

開催日 10月22日(土)～23日(日)
会 場 仁賀保勤労青少年ホーム

☆展示部門

開催日 10月28日(金)～30日(日)
会 場 各公民館・各体育館

創作体験コーナー出展募集

展示部門の開催期間中、誰でも参加できる「創作体験コーナー」の出展を募集します。出展を希望される場合は、出展内容、日時、会場などをご連絡ください。

出展例：絵画、工作、手芸、小物づくり、生け花、手話、料理など

応募締切 9月15日(木)

キヤッチフレーズの募集

『総市民参加型の芸術と文化の振興によるまちづくり』をイメージするキヤッチフレーズを募集します。採用された方には粗品を進呈。

例：「文化でふれあう ゆめひとみらい」など

応募方法 各公民館に備え付けの応募用紙または任意の用紙に①キヤッチフレーズ②氏名③住所④電話番号を明記し提出（ファクス可）

応募締切 9月28日(水)

申込・問合先 社会教育課 ☎ 38-2171 FAX 38-4925

2

これからの水環境

市では水資源の保全に関して、

広くみなさんに知らせること、

そして水源保護の重要性を認識

してもらうことが求められています。

事業者へは、事業活動に

あたって水資源の保全に対しても

必要な措置を講じること、市民

には主体的に保全に取り組むこ

とを求めています。難しそうに

思えますが、生活水や事業に係

る排水を適切に処理し、水質淨化に努めること、肥料や農薬は

正しく使うこと、森林所有者は

森林の水源かん養機能を高める

よう管理をしよう、ということ

です。そして各機関で協力し合

つて水環境を守るという、みな

さんがこれまで無意識に行つて

きたことを改めて明文化したの

がこの条例です。

水は資源です。しかし無尽蔵

にある訳ではありません。地球

環境が大きく変化している今、

限りある資源を守り大事に使つ

ていくことは、他の資源と同じ

で大切なことです。

6